別添２

警報等発表時の学校対応表



令和8年11月

【対応の基本方針】
・気象庁の防災情報で **船橋市に**警報・注意報等が発表されている場合は、以下のとおり対応をお願いします。
・臨時休業について、教育委員会から **午前6時** 頃にふなばし情報メールと市ホームページで周知します。
ただし、状況によっては午前6時頃に周知できない場合がありますのでご留意ください。
・警戒レベル3相当以上（河川氾濫、土砂災害、高潮）で、対応のある学校のみメール配信を行います。

【前日に臨時休業のお知らせをする場合】
・気象予報などをふまえ、校長会と教育委員会で協議し、臨時休業とする判断を行うことがあります。
この場合、ふなばし情報メールと学校から保護者あてにメールを配信します。

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">警報・注意報等</th><th colspan="3">学校の対応</th><th rowspan="2">家庭の対応</th></tr>
<tr><th>授業</th><th>給食</th><th>連絡</th></tr>
<tr><td rowspan="5">登校前</td><td rowspan="3">レベル5大雨特別警報
レベル4大雨危険警報
レベル3大雨警報

特別警報
（暴風・大雪・暴風雪）

暴風警報
大雪警報
暴風雪警報</td><td>午前6時に警報が発表されている場合
臨時休業</td><td>中止</td><td rowspan="2">原則、メール配信は行わない</td><td>午前6時前
警報有→自宅待機

午前6時
警報有→臨時休業</td></tr>
<tr><td>午前6時に警報が解除されている場合
通常通り</td><td>あり
（一部変更の可能性あり）</td><td>午前6時
警報解除→通常通り

保護者の判断で遅刻・欠席可</td></tr>
<tr><td rowspan="2">雷注意報
竜巻注意情報</td><td rowspan="2">通常通り</td><td rowspan="2">あり</td><td rowspan="2">対応がある場合のみメール配信</td><td>保護者の判断で遅刻・欠席可</td></tr>
<tr><td>その他注意報</td><td>通常通り</td></tr>
<tr><td rowspan="2">登校後</td><td>レベル5大雨特別警報
レベル4大雨危険警報
レベル3大雨警報

特別警報
（暴風・大雪・暴風雪）

暴風警報
大雪警報
暴風雪警報</td><td rowspan="2">中学校区で協議

安全が確保されるまで児童生徒は下校させない

避難所開設等可能性あり</td><td>あり
（一部変更の可能性あり）</td><td>メール配信あり

※停電や通信障害によりメール配信できない可能性あり</td><td rowspan="2">引き渡しや状況の変化に備える</td></tr>
<tr><td>雷注意報
竜巻注意情報
その他注意報</td><td>あり</td><td>対応がある場合のみメール配信</td></tr>
<tr><td>登下校中</td><td colspan="5">・学校に近い場合、自宅に近い場合、両方とも遠い場合等、様々なケースが考えられます。
児童生徒の登下校の時間帯には、学校に職員がいます。学校に登校した場合や引き返してきた場合には、児童生徒を受け入れる体制は整っています。

・学校が保護している場合には、引き渡しカードに基づき引き渡しとしています。</td></tr>
</table>

ふなばし情報メール登録はこちら
配信カテゴリは「ふなばし災害情報」と「教育委員会からのお知らせ」＞「臨時休業情報」、「重要情報」の３つを必ず選択してください。

船橋市ホームページはこちら
午前６時頃に市ホームページでお知らせします。

気象庁（船橋市の警報・注意報）はこちら

二次元コードを読み取ると各サイトに移動します。

「警報等発表時の学校対応」に関するQ&A

質問	回答
警報や注意報で「保護者の判断で遅刻・欠席可」とありますが、出欠席の取扱いはどうなりますか。	保護者の判断で遅刻や欠席をする場合、出欠席の取扱いは遅刻・欠席の取扱いにはなりません。学校にご連絡ください。
警報が発表されていることが分からず登校してしまった場合にはどうすればよいですか。	登校してしまった児童・生徒は、学校で保護します。下校については、安全ため、原則、保護者への引き渡しを行います。順次、お迎えをお願いいたします。 悪天候の場合には、気象庁の防災情報を確認してから登校をお願いします。
臨時休業の出欠席はどのようになっていますか。	臨時休業になった場合、その日は学校が休みになるため、出欠席の扱いはありません。
児童・生徒が在校中に警報が発表された場合どのようになっていますか。	市内の地域によって状況が異なることから、中学校区内の校長が協議し適切な処置を講じることになっており、小学校は中学校区の校長の判断にならっています。下校する場合は、通学路の安全などを十分に確認してから下校としています。また、保護者による引き渡しや学校に待機などの対応を行うこともあります。学校から状況や対応等について、メール配信等がありますので、ご確認ください。
臨時休業となった場合に学校からのメール配信はありますか。	前日の臨時休業については、ふなばし情報メールと学校からメールでお知らせします。 当日の臨時休業については、原則学校からのメール配信は行いません。「警報等発表時の学校対応表」により判断をお願いします。また、教育委員会からも午前6時頃にふなばし情報メールと市ホームページで周知を行います。 ※状況によっては午前6時頃に配信や掲載できない場合があります。

大雨警報で臨時休業にするのは過剰な対応ではないですか。大雨警報で臨時休業とする理由を教えてください。	臨時休業の基準は、令和元年度の台風や大雨被害等を受けて令和2年7月に策定し、令和6年9月にも基準改訂について校長等と協議した上で、大雨警報を対象としています。 大雨警報が発表されると、土砂災害や浸水被害、道路冠水の可能性があることから、児童・生徒の安全を第一と考えております。
学校からのメールが遅れて届いてきます。	学校からメール配信を行う場合、過去にアクセスが集中しサーバがダウンしてしまい、メール配信までに時差が生じたことがありました。 教育委員会からもふなばし情報メールでお知らせしますので併せて確認をお願いします。
積雪があった場合、市内一律で始業を遅らせることはできませんか。	午前6時の時点で「船橋市」に大雪警報が発表されている場合は、一律臨時休業としています。 午前6時の時点で警報が解除している場合には、通常通りの始業としています。この場合、積雪の状況は市内各所によって異なることから、校長の判断で始業などの時間について対応することもあります。また、保護者の判断で登校を遅らせても遅刻扱いにはなりません。
台風の上陸が予報されている場合に、前日から臨時休業にすることはできませんか。	気象予報などをふまえ、校長会と教育委員会で協議し、臨時休業とする判断を行うことがあります。この場合、ふなばし情報メールと学校から保護者あてにメールを配信します。
休日に警報が発表されている場合、部活動は行えますか。	部活動は行えません。休日も平日と同様の対応としています。
警報の確認方法について教えてください。	気象庁の防災情報で確認をお願いしています。右のQRコードから確認できます。 「船橋市」の情報を確認してください。

ふなばし情報メールの登録方法について教えてください。	右のQRコードを読み取っていただき、案内に沿って登録をお願いします。配信カテゴリ選択では、**「ふなばし災害情報」**と「教育委員会からのお知らせ」>**「臨時休業情報」**と**「◎重要情報（※必須登録）」**の3つを必ず選択してください。